

## おおいた糖尿病相談医設置要綱

### (目的)

第1条 県は、糖尿病患者およびその予備群を日頃から診療する主治医（かかりつけ医）が、より早い段階から適切な医療および保健指導を提供し、糖尿病専門医と適宜連携を行える体制を整備するため、地域における糖尿病診療の窓口となる医師の養成を行い、円滑な医療連携を推進する。

### (呼称)

第2条 前条の医師の呼称は、おおいた糖尿病相談医とする。

### (役割)

第3条 おおいた糖尿病相談医の役割は、次のとおりとする。

- (1) 糖尿病患者の日常診療、特に境界型への対応や軽症の糖尿病患者の管理について中心的な役割を果たす。
- (2) 特定健診等で、糖代謝異常を指摘され、「医療機関受診」を勧められた者に対し介入を適切に行う。
- (3) 糖尿病専門医療機関や慢性合併症治療を行う医療機関、かかりつけ医と連携することにより、地域の糖尿病診療レベルの向上をはかる。
- (4) 糖尿病療養指導士等をはじめ地域の多職種と連携しながら診療にあたる。
- (5) 保健所および市町村と連携し、地域の糖尿病対策に関わる。

### (要件)

第4条 おおいた糖尿病相談医は、次の者であって、様式第1号により第6条第1項の公表に同意した者とする。

- (1) 糖尿病診療に関わる医師である（診療科は問わない）
- (2) おおいた糖尿病相談医養成研修を修了していること

### (登録)

第5条 おおいた糖尿病相談医として登録を希望する者は、前条（2）に示す指定の研修会の修了証の写しを添付のうえ、大分県医師会を通じて大分県知事に申請することとする。

### (公表)

第6条 県は、大分県ホームページにおいておおいた糖尿病相談医の名簿を公表する。

- 2 県は、前項のおおいた糖尿病相談医に対し、別記の登録プレートを交付する。
- 3 おおいた糖尿病相談医は、前項の登録プレートを院内等に掲示するものとする。

### (更新等)

第7条 おおいた糖尿病相談医の登録有効期間は、3年間とする。

- 2 おおいた糖尿病相談医は、次回更新までに15単位を取得すること。研修の単位は以下のとおりとする。

大分県糖尿病臨床医会総会特別講演会……5単位

大分県糖尿病臨床医会主催の地区講演会……4単位

大分県糖尿病臨床医会が共催する講演会……2単位

なお、糖尿病臨床医会が共催する講演会は、以下に該当するものとする

・大分県糖尿病臨床医会会員限定症例検討会（年2回）

・大分・別府糖尿病セミナー（毎月）

・大分糖尿病アーベント、大分糖尿病治療研究会、大分地域医療フォーラム、  
大分県糖尿病診療科連携プラッシャアップ講演会、植田LCDEセミナー、

国東糖尿病診療ネットワーク研究会、大分県北部インスリン治療研究会、

大分県北部CDE実践セミナー（年1回）

・その他（実施前に様式第4号により大分県医師会に申請するものとする）

大分県内科医会等が主催する糖尿病対策研修会……2単位

大分県都市医師会が主催する糖尿病対策研修会……2単位

大分県内市町村または保健所（部）が主催する糖尿病対策にかかる検討会等……4単位

なお、糖尿病相談医養成研修動画を上記検討会で活用する場合……1単位（計5単位）

- 糖尿病療養指導士会と連携した地域活動……4単位  
市町村や自治会等から依頼された糖尿病対策にかかる講演活動……4単位  
おおいた糖尿病相談医養成研修（有効期間内の再受講）……10単位  
なお、当該研修会等を実施する団体・機関等（講演活動の場合、おおいた糖尿病相談医本人）  
は、実施前に様式第4号により大分県医師会に申請するものとする。
- 3 おおいた糖尿病相談医は、登録から3年の中に、前項の研修会への参加が確認できない場合  
は、登録を取り消され、第6条第2項の登録プレートを返還するものとする。
- 4 おおいた糖尿病相談医は、前項の名簿の登載情報に変更があった場合は、様式第2号により大  
分県医師会を通じて大分県知事に届け出るものとする。
- 5 おおいた糖尿病相談医は、県外の医療機関に異動した場合又は医療機関を廃止した場合は、様  
式第3号により大分県医師会を通じて大分県知事に届け出るとともに、第6条第2項の登録プレ  
ートを返還するものとする。

（支援）

- 第8条 県は、おおいた糖尿病相談医による糖尿病の診療を支援するため、診断・治療方法等に  
関して、糖尿病専門医へ相談できる体制を整備する。
- 2 県は、特定健診等で糖代謝異常を指摘された者が、早期におおいた糖尿病相談医が在籍する医  
療機関を受診できる体制を整備する。
- 3 県は、おおいた糖尿病相談医に対し、大分県医師会等の関係団体・機関と連携して、糖尿病に  
関する研修会等を実施する。

（情報の提供）

- 第9条 県は、第5条第1項の名簿を、市町村及び保健所等に通知するなど、普及に努める。
- 2 県は、糖尿病の早期対応や円滑な医療連携を啓発するパンフレット等を作成し、おおいた糖尿  
病相談医の在籍する医療機関に配付する。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は福祉保健部長が別  
に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
2 この要綱は、平成29年9月12日から適用する。  
3 この要綱は、平成30年9月13日から適用する。  
4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。  
5 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。